

はしがき

20世紀に生まれた者にとって21世紀はまさに「未来」として心のなかで描かれていたのではなかろうか。物も人も発展し、すばらしい社会が成立した輝かしい世紀になると思われてきた。20世紀並びそれ以前の未解決の出来事と決別できる大きな転換期として考えられてきたのではなかろうか。かつての歴史の遺物である差別は解決され、人間同士が当然に相互に尊重し合う社会が創られると期待していた。もちろん、このことは私が日本社会が全体として右肩上がりの成長期時代に生まれたことから、「世の中はよくなっていくもの」と勝手に考えていたことに基因するのかも知れない。そう思えば、私一人だけの願望だったかも知れないが、21世紀への期待は、私にとって人間と社会に対する期待であった。この期待の全てが幻想だったのではない。医学、技術、経済、社会の諸制度の側面などにおいて、多くの分野・領域で進歩し、社会は発展してきた。そのような認識を持っていた矢先、「キムチ臭い」、「日本に住ませてやってんねや」、「端の方歩いとったらええんや」、「ゴキブリ〇〇人」、と面前で吐きかけられたとき、朝鮮に対する植民地支配に由来する朝鮮人蔑視の差別表現が21世紀のこの日本で亡霊のように——もしかしたら常に人々の意識のどこかで根づいていたのかも知れない——私の面前で蘇ってきた。当時、この社会は多くの点でよい意味で変わってきたのであるが、ひょっとすれば、差別問題にしっかりと向かい合っただけでこなかったのではないかと愕然したことが今も記憶に残っている。「ゴキブリ〇〇人」という言葉の発する真のメッセージは何だろうか。多くの人は、自宅のキッチンなどでゴキブリを見つけたらどうするだろうか。好意的に思う人はほとんどいないだろう。おそらく多くの人は新聞紙か殺虫剤を使って殺すだろう。ヘイト・スピーチは単に「不快」な言葉ではすまされない。ヘイト・スピーチは、同じく（潜在的又は自覚的に）差別思想

をもつ者に対して「あなたは一人じゃない。あなたの考えは間違っていない」とのメッセージを送ると同時に、社会一般に対して差別と排除を推奨・扇動する。これにより、差別と排除を社会に向けて推奨し、標的となった集団とその構成員に対する不当な扱いについて沈黙する社会を作り上げようとする。ヘイト・スピーチが蔓延し、そこでは発せられる表現内容が社会において是認ないし諦観されるのであれば、差別は「不当」ではなくなり、正当化されることになる。その意味でヘイト・スピーチは、差別、排除そして暴力へのプロセスの看過できない・無視できない重大な端緒なのである。このような差別表現が発せられるのは発言者が属する社会の側の問題であることにちがいないが、——「ヘイト・スピーチは許せない。日本人として恥ずかしい」と言われることもあるものの——問題を解決するのは標的となっている当事者しかいない。ここに私がヘイト・スピーチをテーマにして言及する理由がある。

特に、近年、特定の集団に向けられた表現活動が、しばしば人通りの多い道路や繁華街の一角でそしてインターネット上で、公然と不特定多数の人々に聞こえるような態様で行われるようになった。街宣活動やデモなどの機会に、「殺せ、殺せ、〇〇人!!」、「日本から出て行け、出て行け、ゴキブリ〇〇人」、「日本から出て行かなければ、南京大虐殺のつぎは鶴橋大虐殺をするぞ」などと、公然と、多数人が大声で、攻撃的、脅迫的若しくは侮辱的又は反復的な態様で、誹謗若しくは中傷又は社会的排除若しくは暴力を扇動する言葉を発している。このような表現行為がまさに日本で問題になっているヘイト・スピーチである。誤解を恐れずにいうと、ヘイト・スピーチは、——おそらく従来の日本の憲法学界などが念頭に置いてきた——陰湿にこっそりと行われるような差別落書きなどの差別的表現と区別しなければならない。そうしなければ、なぜ、今、ヘイト・スピーチが社会において取りまざるを得ないのか、しかもこれを論じなければいけないのかを想像できないのではなからうか。

第二次世界大戦前・戦中を知る世代が亡くなっていくことで過去と現在の関連が薄れつつあり、一方で、危険社会・リスク社会における典型的な社会心理として、未来に対する展望の不確かさや社会の治安に対する不安がつきまとい、他方では、自分たちの清廉さや美しさが強調される社会のなかで、不確かさ、不安そして美しさという相矛盾し融合しあえない概念が同居するといった

様相を呈しており、社会におけるアイデンティティの不一致が生じているように思える。この矛盾を、自らの痛みを伴うことなく、いわば「心の穴」を埋めるものとして、特権を持っていることに無自覚・無意識な人々（マジョリティ）によってヘイト・スピーチが発せられる。その犠牲の対象は、社会の「敵」とみなされて、それゆえ常に攻撃してもかまわないとされた集団・人々である。

今日の日本では、歴史的認識の再評価並びに戦後民主主義の再評価が進められている。これは、一言でいえば、日本戦前とこれの反省の上に成り立っている戦後システムへの批判であり、修正である。たとえば、これは日本の戦争責任並びに植民地支配責任に対する首相の認識とその発言にあらわれている。このような政府の認識は、メディアをはじめとする様々なところで、政府の認識とは異なる意見を表明することを躊躇させている。このことは、政府の認識とは異なる集会や展示会への部屋の貸し出しの許否などにも現れている。これは政治的中立性を前提にして許否の判断が行われるという形式を呈しているが、ここでは政府の認識を「空気を読む」かのように理解して、これから逸脱するものを会館使用の趣旨に反するとして拒否する。このことはまさに本来の表現の自由の権利の趣旨に反する。

逆に人種差別発言・ヘイト・スピーチは野放しにされてきた。

社会における格差の拡大、歴史認識の修正、国際関係における南北朝鮮および中国との関係の悪化のなかで、これらにルーツをもつ人々への攻撃は「敵」に対する攻撃と認識され、正当化される。民主主義に不可欠な権利のはずの表現の自由という権利が、民主主義を否定するために謳歌される。これにより、政府の認識と軌を一にする表現が保障され、マイノリティは社会から排除され、本来、武器なき者の武器としての表現の自由の権利は押しつぶされていく。

ヘイト・スピーチ規制を促進する社会的・理論的運動は、表現の自由の規制のベクトルとして働くのではなく、社会の民主主義の充実化のベクトルとして作用すると理解することで、ヘイト・スピーチ規制は、社会における表現の自由の保障の弱化を食い止めることになる。

なお、その際、制度運用の形骸化・保守化と一つの法的規制の波及効果とを混在して論じるべきではない。

本書は、2012年から17年までに書いた論文に修正並び加筆したものである。これは、社会にとってまた私にとって、ヘイト・スピーチの問題を取り組まざるを得なくなった・看過できなくなったきっかけとなる実際の事件を具体例として示しながら、ヘイト・スピーチに対する法的規制の是非、規制根拠並び規制態様について検討することを目的としている。

なお、2016年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイト・スピーチ解消法）が国会で成立した。本法は日本で初めての反人種差別法といえる。本法では、適法に居住する本邦外出身者を保護対象としているが、ヘイト・スピーチによる攻撃対象は何も本法で示された人々だけでないというのは論を待たない。また、本法の企図する①相談体制の整備、②教育そして③啓蒙の充実だけではヘイト・スピーチへの対応として十分とは言い難い。何よりも、ヘイト・スピーチは属性を理由とする将来の差別的取扱いそして犯罪への端緒にすぎないことを忘れてはならない。ここに、本書はヘイト・スピーチ解消法の改正と、さらには——人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、難民の地位に関する条約、障害者権利条約等に照らし——包括的な人種等を理由とする差別撤廃のための施策推進法の制定も意図していることも示しておく。

読者のみなさんのご意見をいただければ幸甚である。

本書の公刊には、2017年度龍谷大学出版助成金の交付を受けている。厚くお礼を申し上げたい。

2017年11月

金 尚均